出願時の注意事項

（１）「こども性暴力防止法」の施行に伴う実習等に関するお知らせ

こども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、児童等※に対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

このことにより、児童等と接する業務に従事する者について、特定性犯罪前科の有無を確認する制度が適用されます。

本学学生が教育実習や保育実習、その他インターンシップやボランティア活動等（以下、「実習等」という。）に参加し児童等と接する業務に従事する場合も本制度の対象となります。

つきましては、以下の内容をご確認いただいたうえで、出願を検討いただきますようお願いいたします。

※児童等：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、幼保連携型認定こども園に在籍する幼児、児童または生徒、18歳未満の者、高等専門学校の1～3年生、専修学校の学生

1．児童等と接する実習等を履修する学生への法に基づく犯罪事実確認について

実習等を行う前に、実習施設から特定性犯罪前科の有無の確認が行われる可能性があります。特定性犯罪前科の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁への戸籍等の提出が必要となります。確認の結果、特定性犯罪前科が確認された学生は当該実習を行うことはできません。

2．卒業要件について

児童等と接する実習等が卒業のための必須科目となっている学部・学科においては、当該実習等が行えない場合、卒業要件を満たすことができず、卒業できない可能性があります。

3．免許・資格の取得について

特定性犯罪前科がある場合、児童等と接する実習等を行うことができないことにより、免許や資格が取得できなくなる可能性があります。

特に教員免許状については、特定性犯罪前科が確認され、児童等と接する実習等を行うことができない場合、本学では教員免許状に必要な単位を修得することができないため、普通免許状を取得することはできません。

4．入学手続き時及び入学後の対応について

本学では、入学手続き時に以下の同意書および誓約書を提出いただきます。

・実習施設等が行う「犯罪事実確認」への同意書

・特定性犯罪前科がないことについての誓約書（※当該実習が卒業要件となる学部等）

また、入学後に児童等と接する実習等を行う段階で、改めて上記誓約書の提出を求めます。

なお、その他の学部・学科においても、入学後、児童等と接する実習等を行うこととなった場合、その段階で同様の誓約書の提出を求めます。

（参考）制度の詳細はこちらをご覧ください。

こども家庭庁ホームページ「こども性暴力防止法（学校設置者等および民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou